

景観は、目に見える環境であるといわれています。また、目に見えるものだけではなく、そこに暮らす、訪れる人々の活動やまちの営みをおして、またその背後にあるその地域の文化や歴史をおして感じるものも含めた感覚の価値観を景観としてとらえることができます。

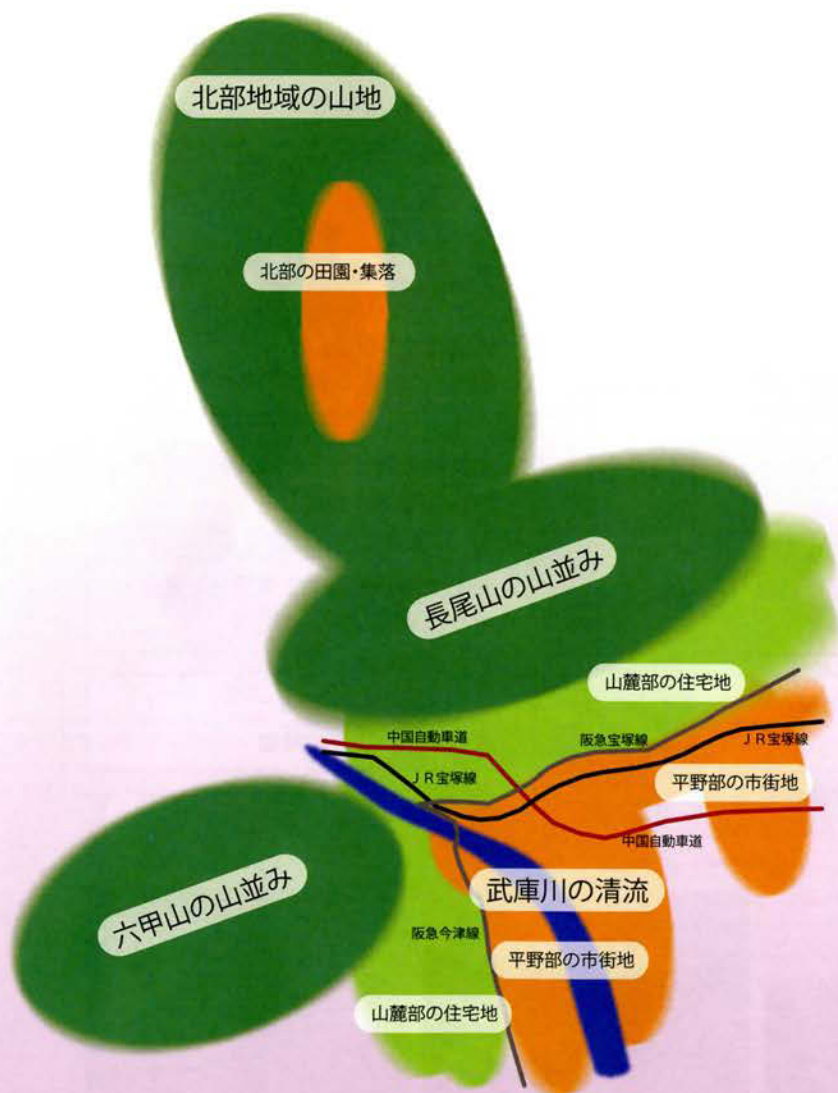
「宝塚らしさを感じる」ことは、目に見えるものにとどまらず、その背景にある地域のなりたちや、そこに住む人々の活動も感じるようになります。

六甲山の山並みから中心市街地方面

宝塚らしさを感じる

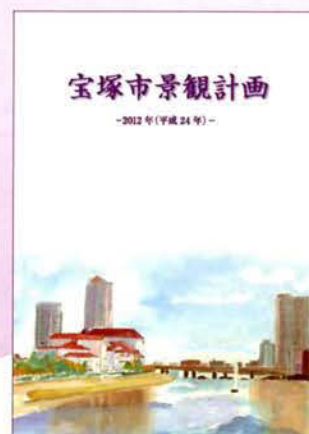
・ ・ ・ 宝塚市の都市景観

宝塚市景観計画 - 概要版 -



六甲山や長尾山の山並み、北部地域の自然豊かな田園集落、武庫川を中心とした多くの河川など、これらを保全するとともに調和を図っていく必要があります。また、北部地域においては西谷ふれあい夢プラザなどの交流拠点施設の整備や新名神高速道路の整備などにより、都市と北部地域の交流が一層盛んになってきています。

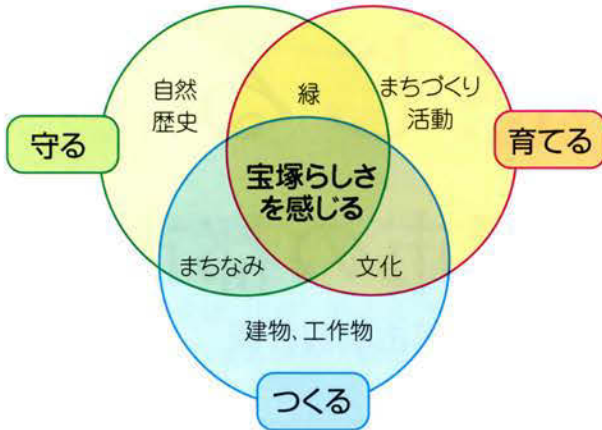
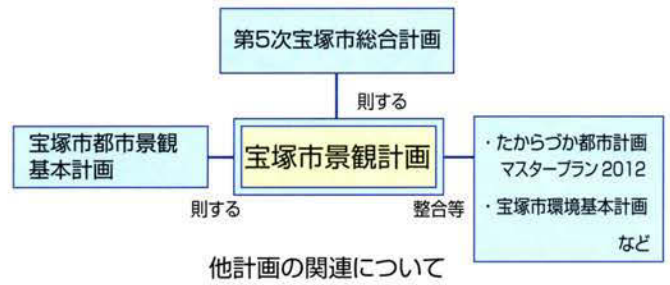
このようなことから、市街地のみならず、北部地域や山並み部も含め、さらに新たな開発事業などを適切に規制誘導し、良好な景観を創出する必要があることから、市域を区分することなく、「宝塚市全域」を景観計画区域としています。



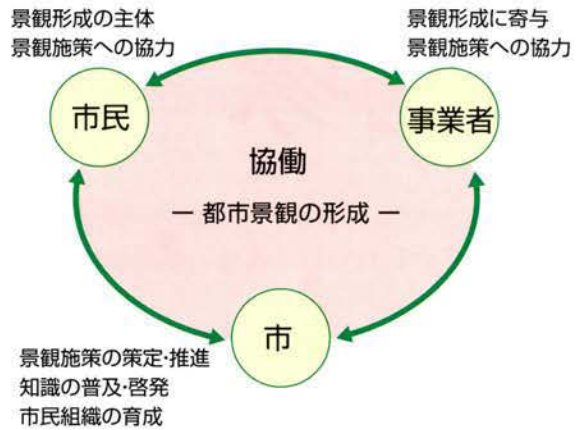
宝塚市景観計画
-2012年(平成24年)-

本市は、市民の景観に対する意識の高まりを受け、平成 24 年に景観法に基づく景観行政団体となり、都市景観条例を改正し、景観法第 8 条第 1 項に基づく景観計画を策定しました。

今後は、本計画に掲げる景観形成の方針や基準に基づき、市民及び事業者と協働して、都市景観の保全や形成を総合的かつ計画的に進めます。

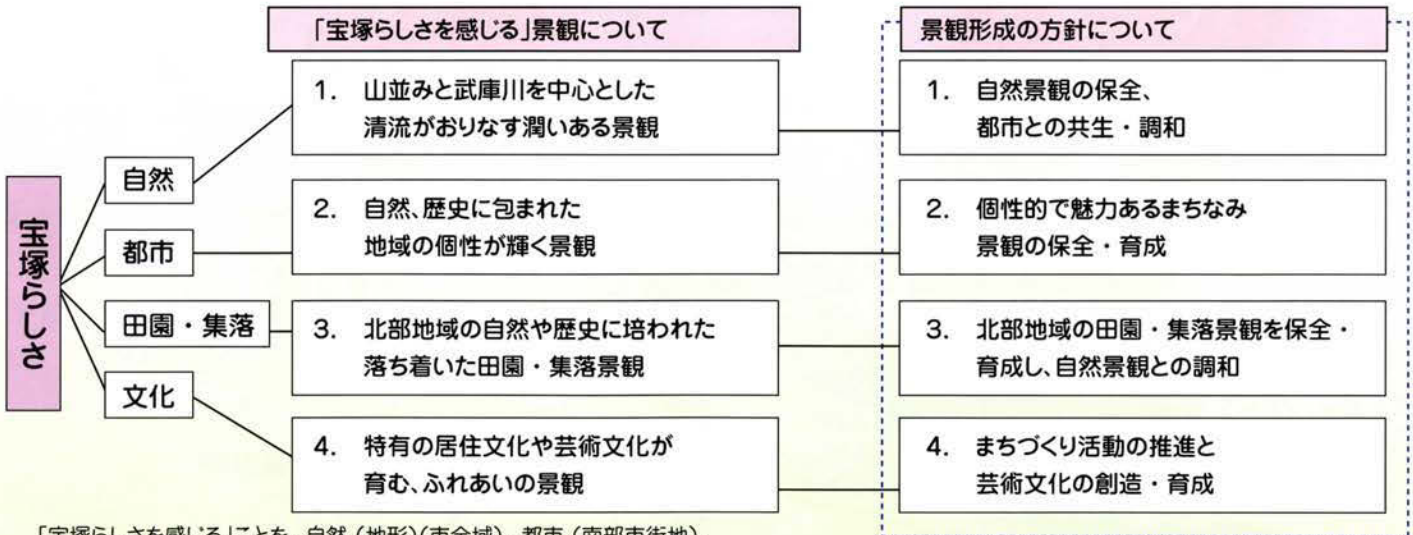


「宝塚らしさを感じる」景観形成



協働の景観形成

「宝塚らしさを感じる」景観を市民や事業者と共有し合い、景観形成の方針は、景観法第 8 条第 3 項による「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」として、基本的な取り組みの方向性を定めています。



「宝塚らしさを感じる」ことを、自然（地形）(市全域)、都市（南部市街地）、田園・集落（北部地域）、文化（市全域）の4つの要素に分類します。



1. 山々に囲まれた水辺の景観 (千菊水源地付近)



2. 山麓部の低層住宅地の景観 (逆瀬台から長尾山地の山並み)



3. 重厚な佇まいの集落と田園の景観 (大原野)



4. 芸術文化に育まれた景観 (宝塚大劇場)

景観法第8条第3項による

「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」

景観形成の指針は、市、市民及び事業者の協働のもとで、景観形成の方針とともに遵守に努めなければなりません。

景観形成の指針

A 山並み部・河川、池部地域の景観形成

- A1 山並み部地域の景観形成
- A2 河川、池部地域の景観形成

B 山麓部市街地地域の景観形成

C 平野部市街地地域の景観形成

D 特色ある市街地地域の景観形成

- D1 観光プロムナード地域の景観形成
- D2-D10 その他の特色ある市街地地域の景観形成

E 北部田園・集落地域の景観形成

景観法第8条第2項第2号による

「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」

景観形成基準は、届出が必要な一定規模以上の行為を行うときに適合しなければなりません。

景観形成基準

A 山並み部・河川、池部地域

- A1 山並み部地域

B 山麓部市街地地域

C 平野部市街地地域

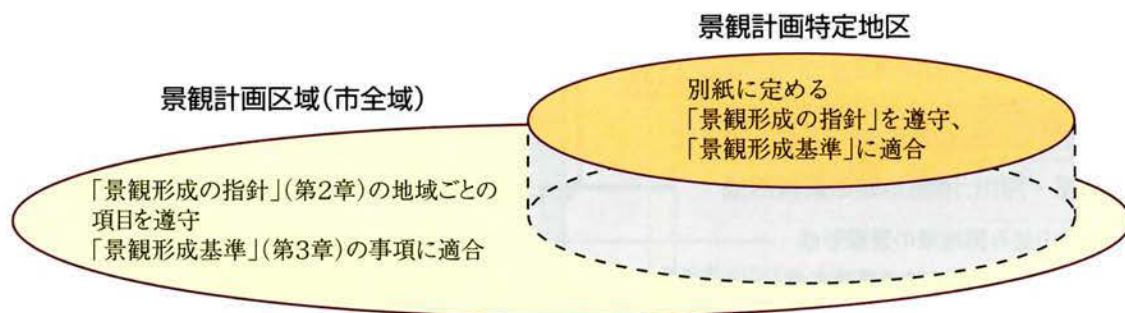
D 特色ある市街地地域

- D1 観光プロムナード地域

E 北部田園・集落地域



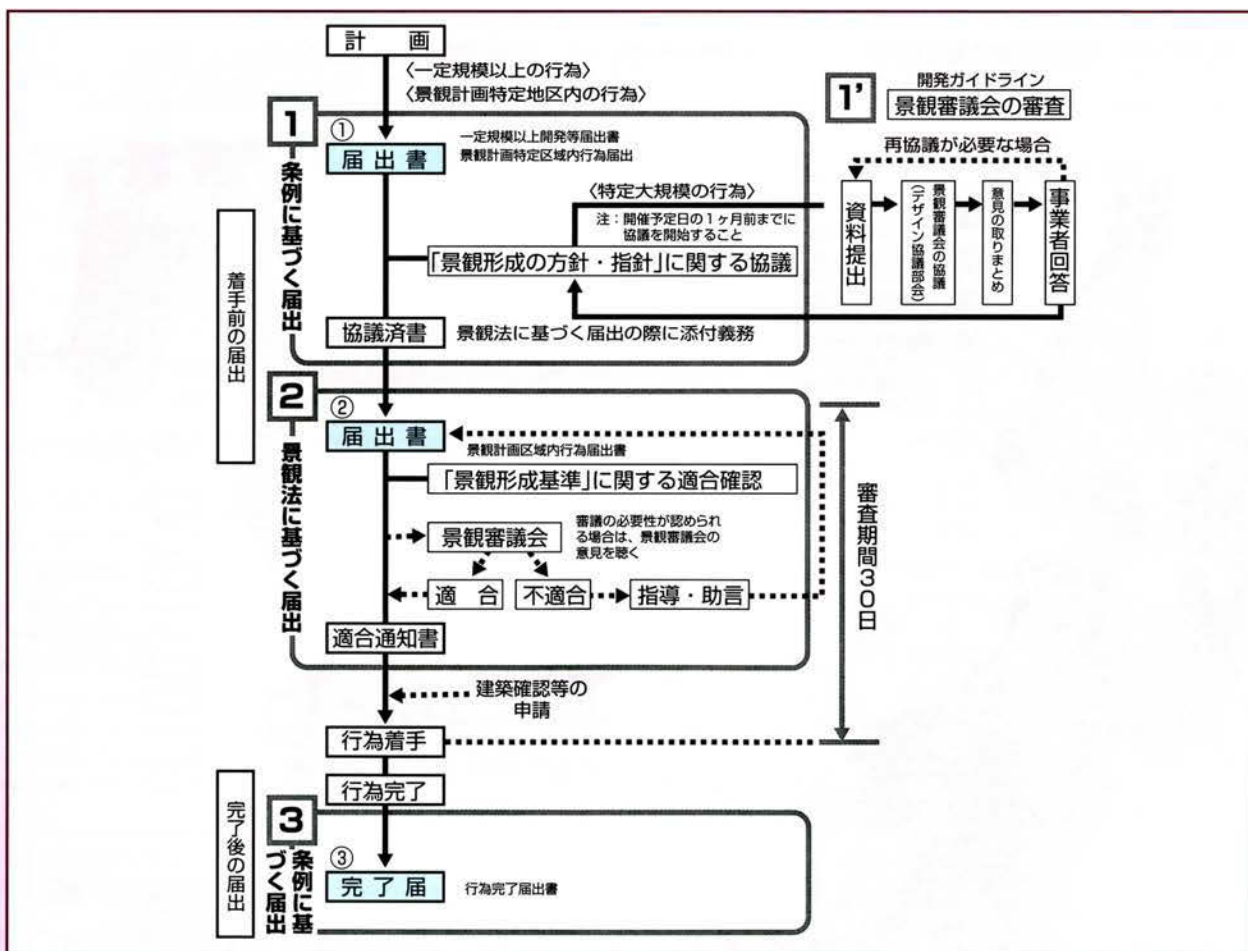
景観計画特定地区は、地区のまちづくり活動により、良好な景観の形成に必要なルールを定め、そのルールに基づき個性豊かなまちづくりを進めていきます。



景観計画区域と景観計画特定地区の関係について

「景観計画区域内における行為の届出」について、景観計画区域内の対象となる行為については、景観法に基づく届出が必要であり、届出対象行為に対しての景観形成基準に適合しなければなりません。適合しない場合は、指導・勧告及び変更命令の対象となります。

また、条例による事前協議(都市景観デザイン審査)や完了届の提出の手続きが必要です。



宝塚市景観計画における景観形成の指針、景観形成基準、景観計画特定地区、景観に関する届出の手続きの詳しい内容については、市ホームページでご覧いただけます。

宝塚市 都市整備部 都市整備室 都市計画課 0797-77-2088